

定期健康診断等について

資料 1. 1

○定期健康診断の回数について

0・1歳児クラスは原則2か月に1回、2～5歳児クラスは原則6か月に1回実施する。

○プール前健康診断について

プール遊びが始まる前（4月～6月）に計画する。ただし、その間に健診を1回も受けられなかった児童についても、日頃の保育を通じ、特にプールに入ることに問題がないと判断される場合は、原則プール可となる。プールのためだけに、嘱託医のクリニックに行ってお健診を受けさせることや、施設での健診を受けさせることは不要とする。

○嘱託医の出勤回数について

嘱託医の出勤回数は、原則として、乳幼児一体型及び乳児園は2か月に1回、幼児園は6か月1回出勤し、健康診断等を行うものとする。

※併せて、本市『川崎市保育施設 健康管理マニュアル』を御確認ください。

本市HP < <https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000077169.html> >